

公益社団法人米子広域シルバー人材センター
令和6年度第3回理事会議事録

- 1 招集日時 令和7年3月24日(月)午後1時30分
- 2 招集場所 米子市シルバーワークプラザ・多目的ホール(2階)
- 3 出席した理事(12名)及び監事(2名)
理事長(代表理事) 松岡 勉
副理事長(代表理事) 矢倉 英雄
専務理事 先灘 匡
理 事 田後 良文 塚田 容子 橋田 和久 近藤 均
 亀岡 吉郎 伊藤 正之 神庭 智恵子 岩川信一郎
 崎谷 誠二
監 事 吉津 秀樹 塚田 武志
- 4 欠席した理事(2名)
理 事 河上 丈二 増田 廣利
- 5 議事録の作成に係る職務を行った理事
専務理事 先灘 匡
- 6 出席した事務局職員
主任 大久保 貴
- 7 議事録署名人
理事長(代表理事) 松岡 勉 副理事長(代表理事) 矢倉 英雄
監 事 吉津 秀樹 塚田 武志
- 8 開会 午後1時30分
- 9 議事の結果及び経過の概要

●報告事項

(1) 理事長等の職務執行状況について(令和6年10月10日以降)

○松岡議長(理事長) 次に、3 報告事項、(1) 理事長等の職務執行状況についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 理事長等の職務執行状況について、令和6年10月10日以降の理事長、副理事長及び専務理事の職務の執行状況を定款第24条第6項の規定により報告いたします。

まず、黒丸のものは、鳥取県シルバー人材センター連合会関係の職務執行状況です。

次に、毎月、原則、1日と15日に新規入会説明会に先灘が出席して入会の説明等を行っています。

次に、月ごとの主な内容を御報告します。

まず、10月は、17日、23日及び25日に、米子市及び日吉津村に対し「シルバー人材センター事業」に対する支援について要請を行いました。24日、鳥取県法人指導課の3年に1度の公益法人等立入検査がありました。指摘事項が3件あり、①システムの現金出納帳ではなく現金有高がわかる現金出納帳の整備。②使用できる預金通帳は金庫に管理すること。③会員入会申込書の押印の不備。以上についての指摘がありましたが、既に全て改善して実施しています。また、31日、連合会の経験交流大会が開催されました。

次に、11月は、8日に鳥取県4市シルバー人材センター事務局長会議がありました。13日に第4回理事懇談会が開催されました。19日に連合会の安全・適正就業推進員安全パトロールが大山町シルバー人材センターでありました。

次に、2月は、5日に第5回理事懇談会が開催されました。7日に地域班長会議が開催され役員候補者の推薦などを依頼しました。次に、9日に連合会事務局長会議が、21日に連合会安全・適正就業推進委員会がそれぞれオンラインで開催されました。次に、27日に植栽(庭木剪定)講習会を開催し、増加している傷害・賠償事故の撲滅に向け、作業会員全員を対象とする安全就業の講習会を開催しました。

次に、3月は、7日に鳥取県4市シルバー人材センター事務局長会議がありました。11日に連合会のシルバー派遣事業運営委員会がオンラインで開催されました。12日に第6回理事懇談会が開催され、21日に連合会理事会が開催され理事長が出席しました。そして本日24日に第3回理事会の開催ということになります。以上、職務執行内容について、表に記載の職務を執行した者が職務を執行しました。説明は以上です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑はございますか。

（質疑なし）

（2）新規入会正会員について

○松岡議長（理事長） 次に、（2）新規入会正会員についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 新規入会正会員については、定款第6条により、理事長の承認を受けた後に、理事長は次回の理事会に報告するという規定がありますので、今回報告します。

昨年10月1日から3月7日までの入会についての報告です。この期間に入会された方の氏名等は一覧表のとおり合計23人です。うち男性が12人、女性が11人です。年齢別では、65歳から69歳までの方が一番多くて7人です。

また、令和6年度当初の523人から2月末現在で503人となり、20人の減となりました。うち入会が48人、退会が68人です。なお、3月24日現在では518人です。3月

に15人の入会がありました。説明は以上です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑はございますか。

（質疑なし）

（3）令和6年度事業実施計画の進捗状況について

○松岡議長（理事長） 次に、（3）令和6年度事業実施計画の進捗状況についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 令和6年度事業実施計画の進捗状況について、主なものについて説明します。

まず、1 会員の拡大の取組みについては、60歳以上の人口は減少に転じましたが、定年延長や雇用継続の延長など企業等で働く高齢者が増加しています。会員登録年齢も75歳を超え、新規入会者の年齢も73歳を超えています。今年度当初の会員数は523人で、2月末現在は503人です。入会者数が減少し退会会員も増加しているため、前年度同月比で25人減少し、年度当初から20人減少しています。

前年度は女性会員数が増加したが、入会説明会への参加が減少し入会者数も減少しています。

退会抑制については、就業のマッチングの強化により「就業機会がない」、「センターに対する不満」など、センターの責めによる退会は6人とほとんどなくなってきましたが、本人の病気、死亡などにより退会される会員が増加したため、退会者数は、2月末現在で前年度同月比で2人増加し68人となっています。

次に、3 安全・適正就業の更なる推進については、今年度は安全・適正就業の周知徹底を行ってきましたが、傷害事故9件、賠償事故7件と傷害・賠償事故の発生が大幅に増加し県内でも最多となっています。植栽班と除草班の作業会員全員を対象とした安全・適正就業の講習会を開催し、個々の会員ではなく班全体で行う安全・適正就業の周知徹底を行いました。

次に、5 シルバー事業の事務改善・効率化の取組みについては、（2）受託先別事業実績から見て、公共部門からの受注実績がセンター全体の契約金額の約6%と他のセンターと比較し依然として低い水準であるため、米子市及び日吉津村に対し新たに事業を始める際に、受注先の一つにシルバーを加えていただくよう要望しました。なお、今年度の公共部門の契約金額は、前年度同月比で10.5%増加しセンター全体の契約金額の約7%になる見込みです。

次に、7 センターの適正な運営については、（1）、③ 収益構造の転換について、現在、庭木の剪定、除草などに偏った収益構造のため、将来を見据えた後継者育成を継続的に行いその収益を維持するとともに、多様な収益構造への転換に継続的に取り組む必要がありますが、庭木の剪定、除草などの屋外作業を担う新たな会員の入会が乏しいため、作業をする会員の高年齢化に伴い、将来を見据えた後継者育成の取組みを始める必要がありますが、新たに入会される会員がこのような職種を希

望しないあるいは敬遠する傾向が強いため、後継者の育成、多様な収益構造への転換に取り組めない状況です。

次に、8 シルバー事業(請負・委任)における契約方法の見直し方針等の検討については、連合会主催及びNRI主催による研修会への参加、県内4市SC事務局長会議での意見交換、新契約方法に係る利用規約等の調整・協議を行い、新契約にスムーズに移行できるよう準備を進めました。

最後に、9 フリーランス法への適切な対応については、フリーランス法及びその政省令並びにフリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドラインに則って、11月1日から就業条件の明示等の確実な履行を図り、また、それを履行するため業務のデジタル化を推進しました。説明は以上です。

○松岡議長(理事長) 説明は終わりました。質疑はございますか。

(質疑なし)

(4) 公益法人法の改正について

○松岡議長(理事長) 次に、(4) 公益法人法の改正についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 公益法人法の改正については、令和7年4月1日に施行され、①財政規律の柔軟化・明確化、②行政手続の簡素化・合理化、③自律的ガバナンスの充実、透明性向上を主な改正事項として制度改正されます。

改正のポイントとしては、①については、収支規律として、現行の収支相償は黒字を2年間で解消し、過去の赤字との通算は不可から、中期的収支均衡となり、黒字は5年間で解消し過去の赤字との通算は可となります。赤字の通算は、新制度施行の令和7年4月1日以降に開始する事業年度、令和7年度以降の赤字から通算が可能となります。

②については、事業変更について、申請書記載事項の変更を伴うものは、変更認定申請が必要でしたが、収益事業等の変更を届出とし、公益目的事業の変更のうち「軽微な変更」の範囲を拡大し届出化されます。

③については、各理事、各監事については、親族関係等の特別利害関係にある者が、理事・監事それぞれで3分の1を超えないことに加え、外部理事・監事を最低1名設置することとなります。また、新たに理事・監事間で特別利害関係がないことが追加されました。公益社団法人の場合の外部理事・監事の要件は、その社員、会員でない方が対象となり、当センターについては、既に外部理事・監事の要件を満たしたものであるため、今回の法改正に伴い新たに対応する必要はありません。

提出書類の開示については、定期提出書類のうち、財産目録等については、法人・行政庁に請求があれば閲覧に供することは引き続き行いますが、財産目録等の範囲を拡大し行政庁で公表することとなります。説明は以上です。

○松岡議長(理事長) 説明は終わりました。質疑はございますか。

(質疑なし)

●決議事項

- | | | |
|-------|-----------------------|--------|
| 第1号議案 | 職員給与規程の一部改正について | (原案可決) |
| 第2号議案 | 役員等賠償責任保険の加入について | (原案可決) |
| 第3号議案 | 役員表彰について | (原案可決) |
| 第4号議案 | 令和6年度3月収支補正予算について | (原案可決) |
| 第5号議案 | 令和7年度事業計画書及び収支予算書について | (原案可決) |
| 第6号議案 | 令和7年度定時総会の招集の決定について | (原案可決) |

第1号議案 職員給与規程の一部改正について

○松岡議長（理事長） 次に、4 決議事項、第1号議案、職員給与規程の一部改正についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 職員給与規程の一部改正については、職員給与規程を一部改正するため、理事会の決議を求めるものです。

今回の改正の主なものは、3 扶養手当と5 通勤手当の改正です。

まず、扶養手当については、米子市の例により、配偶者に対する扶養手当の廃止と満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の額の改定を令和8年3月31日までの経過措置を設け改正しようとするものです。配偶者に対するものは、現行月額 6,500 円を令和7年4月1日から令和8年3月31日までは月額3千円、令和8年4月1日以降は0円で廃止するものです。次に、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に対するものは、現行月額 10,000 円を令和7年4月1日から令和8年3月31日までは月額 11,500円、令和8年4月1日以降は月額1万3千円にしようとするものです。

次に、5 通勤手当について、米子市の例により自動車等の使用距離に応じた支給額を改正しようとするものです。

なお、この規程は、扶養手当については令和8年3月31日までの経過措置を設け、そのほかについては令和7年4月1日から施行しようとするものです。

説明は以上です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○松岡議長（理事長） それでは、本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○松岡議長（理事長） 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり

可決いたします。

第2号議案 役員等賠償責任保険の加入について

○松岡議長（理事長） 次に、第2号議案、役員等賠償責任保険の加入についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 役員等賠償責任保険の加入について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第118条の3の規定に基づき、当センターが締結する役員等賠償責任保険契約の内容について、理事会の決議を求めるものです。

また、役員個人が業務上の賠償責任を迫られ、高額な賠償金を請求されるケースが増えてきており、個人で高額な賠償金を負担するだけの資力がない場合、賠償リスクを恐れて役員への就任を固辞されるなど、センターの運営にも支障を来すことにもなりかねません。当該保険は、役員個人の賠償資力を補うものであり、加入することで、個人も安心して役員に就任することができ、法人も役員を業務に専念させることができるというメリットがあります。

次に、今回加入しようとする保険の内容ですが、名称は役員賠償責任保険、保険会社は東京海上日動火災保険株式会社、被保険者は、理事、監事及び理事会決議により「重要な使用人」として認定された事務局長、保険期間は、1年間、令和7年4月1日午後4時から令和8年4月1日午後4時まで、保険料は6万円、タイプ M3、国庫補助ランク B です。保険金の支払事由は、被保険者である理事、監事等がその地位に基づき行った不作為を含む行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等です。社員から役員に対する賠償請求及び第三者から役員に対する賠償請求は対象となりますが、公益社団法人の当センターから役員に対する賠償請求に起因する損害に対しては保険金の支払いができません。当保険は、第三者からの損害賠償請求や社員代表訴訟に対する備えです。支払限度額は3千万円です。説明は以上です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

（質疑なし）

○松岡議長（理事長） それでは、本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

○松岡議長（理事長） 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

第3号議案 役員表彰について

○松岡議長（理事長） 次に、第3号議案、役員表彰についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 役員表彰について、表彰規程第8条の規定により理事会の決議を求めるものです。

まず、役員表彰該当者は森 和昭 氏で、理事就任日が平成29年、2017年5月30日、理事退任日は令和7年、2025年1月31日です。役員在任期間は7年8月となり、表彰規程第4条の規定により、センター定款第22条に規定する役員として4年以上在任し、退任した者に対して行う役員表彰に該当します。

役員表彰の被表彰者には、感謝状及び記念品を贈り、これを表彰します。本日決議された暁には、速やかに感謝状等を伝達したいと思えます。説明は以上です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

（質疑なし）

○松岡議長（理事長） それでは、本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

○松岡議長（理事長） 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

第4号議案 令和6年度3月収支補正予算について

○松岡議長（理事長） 次に、第4号議案、令和6年度3月収支補正予算についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 令和6年度3月収支補正予算については、令和6年度実績見込みによるものです。

まず、経常収益については、労働者派遣事業等受託収益は92万円の増額補正です。3月補正後の経常収益合計額は2億1千197万1千円です。

次に、経常費用の事業費については、給料手当は基本給の増額により27万円の増額補正、臨時雇賃金は職員2名が療養休暇を取得したため、その代替として臨時職員を採用したため68万円の増額補正です。そのほか、賃借料、委託費、支払手数料について実績に基づき増額補正です。一方、減額補正については、通信運搬費、減価償却費、光熱水料費、租税公課です。経常費用の補正額は92万円の増額補正となり、3月補正後の経常費用合計額は2億1千197万1千円です。説明は以上です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

（質疑なし）

○松岡議長（理事長） それでは、本件について、原案のとおり、可決することに御

異議ございませんか。

(異議なし)

○松岡議長(理事長) 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

第5号議案 令和7年度事業計画書及び収支予算書について

○松岡議長(理事長) 次に、第5号議案、令和7年度事業計画書及び収支予算書についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 令和7年度事業計画書及び収支予算書について、まず、事業計画書について令和6年度と比較し変更した点について説明します。

I、基本方針については、新型コロナウイルス感染症関係の記述は削除しました。次に、重点項目8. シルバー事業(請負・委任)における契約方法変更の円滑な移行の取組み、9. 公益法人制度改革への適切な対応に関する記述をしました。

次に、令和7年度事業の基本目標、1. 会員数526人については、全シ協が掲げた基準に基づいたものです。昨年12月末の会員数508人を基準に18人の増加を目標としたものです。そのほかの基本目標については令和6年度実績に基づき掲げています。

次に、II、事業実施計画、1. 会員の拡大の取組み、(5) 積極的な広報によるシルバーのイメージの転換・向上や入会説明会の方法の改善については、7. センターの適正な運営、(3) 連合会組織との事業連携の取組みに統合し削除しました。

次に、3. 安全・適正就業の更なる推進、(5) 就業に係る接遇、対応法・技術等の研修の実施については、7. センターの適正な運営、(3) 連合会組織との事業連携の取組みに統合し削除しました。

次に、7. センターの適正な運営、(1) 適正な財政運営の実現、② 消費税に係るインボイス制度(適格請求書等保存方式)への対応については、今年度で実施済みとなりますので、削除しました。次に、(3) 連合会組織との事業連携の取組みについては、1. (5)と3. (5)を統合し、労働者派遣事業、安全・適正就業、就業に係る各種研修・広報等を連合会と連携し、シルバー事業の円滑な推進に努めるとしました。

次に、令和6年度の8. シルバー事業(請負・委任)における契約方法の見直し方針等の検討については、新たに、シルバー事業(請負・委任)における契約方法の変更の円滑な移行の取組みとし、厚生労働省から示された方針に基づき、令和8年4月を目途に発注者から会員に対して直接業務委託が行われる契約方法に変更することに伴い、会員・発注者への説明、契約関係書類の整備、契約手続の変更に伴う業務処理方法の整理等を通じて、円滑な移行に取り組むとしました。

次に、令和6年度の9. フリーランス法への適切な対応については、令和6年度に実施済みとなりますので削除し、新たに、9. 公益法人制度改革への適切な対応とし、令和7年4月から施行される公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の

一部を改正する法律に適切に対応する。特に財務規律の柔軟化・明確化として収支相償の原則が見直され、5年間の中期的期間で収支の均衡を図ることや将来の公益目的事業を充実させるための資金も設置可能となったこと等を踏まえ、これらを活用した効率的・効果的な事業活動を推進するとしました。以上が事業計画書の説明です。

次に、収支予算書について説明します。

まず、経常収益ですが、令和6年度の実績見込みにより計上しています。

受取配分金は令和6年度実績により減額し、それに伴い受取事務費も減額しています。労働者派遣事業等受託収益は令和6年度実績により100万円の増額補正です。受取補助金については、国庫補助限度額の変更により合計17万3千円の減額です。経常収益の本年度合計額は、2億717万8千円で、前年度と比較し387万3千円の減額です。

次に、経常費用ですが、事業費、管理費とも、令和6年度の実績見込みと令和7年度に発生する経常費用を見込んで計上しています。まず、事業費の増額の主なものを説明します。人件費については基本給の上昇により増額しています。なお、退職給付費用については必要額が確保できる見込みですので引当金は計上せず減額としています。次に、保険料については、シルバー保険は傷害・賠償事故が令和6年度に多発し保険料が引き上げになることなどにより39万円の増額としています。租税公課については、消費税のインボイス制度により通年の仕入税額控除ができなくなるため160万円の増額としています。また、管理費についても同様の理由により計上しています。経常費用の合計額は2億717万8千円となり、当期経常増減額の均衡を図っています。

次に、収支予算書、損益ベースに係る注記については、4. 債務負担額は自動車、パソコン、コピー機等のリース料の後年度負担額です。それ以外は前年度と同様です。説明は以上です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

（質疑なし）

○松岡議長（理事長） それでは、本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

○松岡議長（理事長） 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

第6号議案 令和7年度定時総会の招集の決定について

○松岡議長（理事長） 次に、協議事項の最後に、第6号議案、令和7年度定時総会の招集の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 令和7年度定時総会の招集の決定について、定款第15条並びに

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第38条第1項の規定により、日時及び場所、会議の目的事項について理事会の決議を求めるものです。

まず、1の日時及び場所は、令和7年5月30日、金曜日、午後1時30分から米子コンベンションセンター・小ホールにて開催を予定しています。次に、2の会議の目的事項は、(1) 報告事項、第1号報告、令和6年度収支補正予算書(通年)について、第2号報告、令和7年度事業計画書及び収支予算書についてです。次に、(2) 決議事項、第1号議案、令和6年度事業報告書及び収支決算書について、第2号議案、役員の選任についてです。説明は以上です。

○松岡議長(理事長) 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○松岡議長(理事長) それでは、本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○松岡議長(理事長) 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

●その他

○松岡議長(理事長) 最後に、5 その他について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 令和7年度の次期定例理事会の予定は、令和7年5月15日、木曜日を予定しております。定時総会に向けた議案について、御協議いただきたいと思っています。また会員理事と監事については5月7日に理事懇談会を、5月1日には監査会を予定しています。なお、今年度の定時総会、理事会及び理事懇談会開催については、表に記載のとおり予定していますので、よろしく申し上げます。

説明は以上です。

○松岡議長(理事長) 他にはございませんか。

(質疑なし)

○松岡議長(理事長) ないようですので、以上をもちまして、令和6年度第3回理事会を閉会いたします。

10 閉会 午後2時30分

公益社団法人米子広域シルバー人材センター定款第39条第2項の規定により、
記名押印する。

令和7年3月27日

理事長(代表理事) 松 岡 勉

副理事長(代表理事) 矢 倉 英 雄

監 事 塚 田 武 志

監 事 吉 津 秀 樹